

豊見城市通いの場支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成22年3月31日告示第35号）（以下「要綱」という。）に基づき、高齢者の誰もが継続して介護予防に取り組めるよう、高齢者が容易に通える範囲に、住民主体の通いの場を推進することを目的に実施する豊見城市通いの場支援事業（以下「事業」という。）の実施し関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は豊見城市とする。ただし、利用者、事業内容の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる者に対して、事業を委託することができるものとする。（以下「受託者」という。）

(実施場所)

第4条 実施場所は、事業が実施可能である施設等とする。

(利用対象者)

第5条 対象者は、豊見城市内在住であり、かつ要綱第4条、別表中一般介護予防事業の対象者（1）と（2）する。

(事業内容)

第6条 この事業は、住民主体を基本とした介護予防を目的とした通いの場に対し、必要に応じ専門職が介入することで継続した活動を推移することを目的としている。

2 事業内容は、仕様書に定められたとおりとする。

(自然災害や感染症の蔓延等が発生した際の実施方法)

第6条 支援期間中において、自然災害や感染症の蔓延等が発生した際は、その動向を踏まえた上で、受託者は市と協議し支援策を決定する。

(事業の従事者)

第7条 この事業は、理学療法士、運動健康指導士、介護予防運動指導員、看護師並びにその他運動指導経験者、運動補助員等により実施する。

(利用料)

第8条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、事業に係る備品等が生じる場合については、利用者の自己負担とする。

(記録管理等)

第9条 受託者は、本事業の実施状況やその他必要な書類を備え、本事業に係る経理状況を明らかにし、事業実績等について事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

2 事業に関する全ての書類を、事業実施の翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係規定に従い、別に定める「個人情報取扱特記事項」（契約書に添付）を遵守するものとする。また、業務期間中および業務終了後において、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月5日から施行する。